

EU におけるヨーロッパ執行名義

徳田 和幸

(京都大学大学院法学研究科教授)

I はじめに

EU における外国判決の承認・執行は、従来、1968年にブリュッセルで署名され、1973年に発効した「民事及び商事事件における裁判管轄及び執行に関する条約」(ブリュッセル条約)、及び、2002年に発効した「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の承認・執行に関する2000年12月22日の理事会規則」(ブリュッセルI規則)により規制されている。このブリュッセルI規則によって、外国判決の承認の要件の緩和および承認・執行のための手続の容易化・簡易化がされたといわれている(同規則33条以下〔承認〕・38条以下〔執行〕参

照)。

このような承認・執行に関する手続の整備の一方で、EU においては、「争いのない債権に関するヨーロッパ執行名義 (titre exécutoire européen) の創設のための、2004 年 4 月 21 日の欧州議会及び理事会の規則」が作られ、原裁判国において「ヨーロッパ執行名義」として認証 (証明) された (争いのない債権に関する) 裁判は、他の加盟国において、従来執行について必要とされていた特別の手続を要することなく、承認・執行されるものとされている。本報告は、このヨーロッパ執行名義について若干の整理検討をしようとするものである。

なお、ヨーロッパ執行名義の証明書 (定型書式) については、資料として添付した [規則 ANNEXE I] 参照。

II ヨーロッパ執行名義の対象・適用範囲

(1) ヨーロッパ執行名義の対象となる債権は、「履行期の到来した、または、裁判、裁判上の和解または公正証書において支払期日が定められている、一定額の金銭への権利 (金銭債権)」(規則 4 条 §2) と定義されている。対象は、金額 (利息を含む) の確定した金銭債権に限定されているのである。

(2) 次に、「争いのない債権」とは、「債務者が金銭債権の種類及び額について争わないことが明らかであり、債権者が債務者に対して司法上の裁判を得ている、あるいは、裁判上の和解や公正証書のように、債務者の明示の受諾を要する執行文書 (acte exécutoire) を得ている場合を総称するもの」(規則・理由 (5)) とされている。

また、「争いのないもの」とみなされる場合には、次の 4 つの場合があるとされている (規則 3 条 1 項)。a) 債務者が債権を明示的に認諾するか、または、裁判所により認可されたあるいは裁判上の手続中に裁判所の面前で締結された和解により、債権に同意した場合、b) 債務者が、裁判上の手続中に、原裁判国の手続規定に従ったなんらの異議も提出しなかった場合、c) 債務者が、裁判上の手続中で当初は債権を争ったが、債権に関する弁論時には出席せず、または、代理を付さなかった場合で、その債務者の行為が原裁判国の法律によって債権の黙示的な承認または債権者により援用された事実の承認 [自白] に類するとみなされる時、d) 債務者が公正証書において債権を明示的に承認した場合、である。

(3) ヨーロッパ執行名義が適用される事件は、ブリュッセル I 規則と同様、民事及び商事の事件に限定されている。税務事件・関税事件等 (規則 2 条 1 項)、自然人の身分関係・能力、夫婦財産制、遺言及び相続、破産・和議等の手続、社会保障、仲裁 (規則 2 条 2 項) には適用されない。

(4) ヨーロッパ執行名義の対象となりうる証書は、裁判、裁判上の和解、公正証書である (規則 3 条 1 項)。裁判は、加盟国の裁判所によりなされた裁判であって、その名称を問わず、判

決、命令、執行令状を含み、裁判所書記による訴訟費用額確定も含む（規則4条1項）。

Ⅲ ヨーロッパ執行名義としての認証要件

(1) 裁判に関する一般的条件

裁判がヨーロッパ執行名義として認証されるためには、次の4つの要件を具備していることを要する（規則6条1項）。

a) 裁判が原裁判国において執行可能であること、b) 裁判がブリュッセルI規則の第2章第3節〔保険事件〕及び第6節〔専属管轄〕の管轄規定に違反していないこと、c) 争いのない債権が3条1項のb)及びc)の意味における場合（→前記Ⅱ(2)参照）において、原裁判国の裁判上の手続が第3章の要件を満たしていること、d) 裁判が、債務者がブリュッセルI規則59条の意味における住所を有している加盟国になされたときであって、債権が本規則3条1項のb)またはc)の意味で争われていない場合等であること、である。

(2) 手続上の最小限の規範の遵守—防御権の保障

次に、とくに債務者による黙示的承認の場合に問題となることであるが、原裁判国における裁判上の手続（裁判手続・訴訟手続）は、手続上の最小限の規範を遵守、すなわち、債務者に防御権を保障していなければならない、とされている（規則12条1項）。この手続上の最小限の規範の内容は、大まかには、以下の2つ分けられる。

(イ) 訴訟開始文書またはこれに相当する書面の送達・通知（規則13条～15条）

(ロ) 訴訟開始文書による情報提供

①債権に関する記載事項（規則16条）

②債権を争うために必要とされる手続に関する教示（規則17条）

a) 債権を争うために必要な手続的要件—不服申立て等、b) 債権を争わないことまたは不出頭の結果—とくに債務者に不利な裁判または手続の可能性等

これら手続上の最小限の規範が遵守されていない場合は、原裁判国の管轄裁判所は、原則として、ヨーロッパ執行名義を交付することはできない（ただし、手続上の瑕疵の治癒につき、規則18条）。

Ⅳ ヨーロッパ執行名義の獲得とための申請と加盟国における執行

(1) 申請

ヨーロッパ執行名義の認証（証明）の獲得を目的とする申請は、原裁判の裁判所に提出される。

フランスにおいては、2004年8月20日デクレにより民事訴訟法典の『第15編判決の執

行』の中に「第 2 章国境を越えた承認」(509 条～509-9 条)が追加されている。その 509-1 条は、2005 年と 2008 年にも修正されているが、外国での承認・執行のためにフランスの執行名義の認証を目的とする申請は、裁判をしたまたは合意を認可した裁判所の主任書記に提出される旨を定めている。

(2) 加盟国における執行

ヨーロッパ執行名義として認証された裁判は、債権者が執行の開始を望む土地の加盟国により国内の裁判として取り扱われ、執行国においてなされた裁判と同様の要件に基づいて執行される(規則 20 条 1 項)。

具体的には、債権者は、執行国の執行担当機関に対して、裁判の謄本、ヨーロッパ執行名義としての証明書の謄本等を送付して、執行を申し立てることになる(規則 20 条 2 項)。執行の具体的な方法(差押え等)は、執行国の国内法による。

なお、債務者の申立てに基づき一定の場合に執行国の管轄裁判所が執行の拒絶をすることが認められており(規則 21 条)、執行の停止・制限(規則 23 条)も認められている。

V おわりに

ヨーロッパ執行名義は、デンマークを除く、EU 内で適用される。加盟国の司法に対する相互信頼に裏打ちされた制度であるといえよう。

ただし、このヨーロッパ執行名義の妥当する「争いのない債権」に関する局面においても、ブリュッセル I 規則による裁判の承認・執行との併存が認められており(規則 27 条)、債権者は、従来の裁判の承認・執行の手続によることも可能とされている。

ヨーロッパ執行名義の行方については、いましばらく様子を見ていく必要があるようである。